

令和7年度 会計年度任用職員〔社会教育指導員〕募集要項

注意！！

この募集は締め切りを、毎月15日＜必着＞としています。
採用に至った時点で募集を終了とします。

必ず世田谷区ホームページにて確認の上、お申込みください。

区 HP はこちら▼



1 職名

社会教育指導員

2 募集人数

若干名

3 応募資格

国籍を問わず、採用日現在で、次のいずれかに該当する者

- (1) 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下この項において「法」という。）第9条の5に規定する社会教育主事の講習の修了証書を有する者。
- (2) 法第9条の4第3号に規定する社会教育に関する科目の単位を修得した者。
- (3) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する教諭の普通免許状（以下「教諭普通免許状」という。）を有する者で、教育に関係のある職にあったもの。
- (4) 法第9条の4第1号ロに規定する職にあった期間又は同号ハに規定する業務に従事した期間を通算した期間が3年以上ある者。
- (5) 前各号に掲げる者のほか、社会教育に関する知識及び経験を有すると認められる者
※いずれもパソコンの基本操作（ワード、エクセル等）ができる者。

※地方公務員法第16条等で選考を受けることができないとされている方は応募できません。

【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
 - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (注) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

4 任用期間

採用日から令和8年3月31日まで

※採用日は、応募締切後の2ヵ月後の初日からを予定しています。

(例) 5月15日締切の場合、7月1日から採用・勤務開始(予定)

※勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、翌年度に再度の任用をする制度があります。

5 職務内容

職 務	社会教育主事を補助し、社会教育の振興を図るために必要な事項の指導及び助言に関すること。
具体的な 業務内容	社会教育活動の指導及び助言の事務に関すること。 生涯学習の講座の企画・運営に関すること。 生涯学習の情報提供に関すること。 社会教育活動団体への学習相談に関すること。 その他 いずれもワード、エクセル等による資料作成・画像編集等。

6 勤務場所

北沢総合支所地域振興課(北沢 2-8-18)

※任用期間の途中又は再度の任用時に勤務場所が変更となる場合があります。

※勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

7 勤務条件・報酬等

(1) 勤務日数・時間

月16日・午前8時30分～午後5時15分

1日あたり7時間45分勤務。休憩時間1時間(原則12時～13時)

※任用期間中に4日程度の土日祝日の勤務あり。

(2) 報酬

月額226,560円(地域手当相当分を含む)

期末手当・勤勉手当あり(一定の要件を満たす場合)

※交通費別途支給(月額上限55,000円まで)

(3) 加入保険等

健康保険(東京都職員共済組合)、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。

(4) 休暇制度

条例等に規定する休暇等の制度があります。

例：年次有給休暇、夏季休暇、慶弔休暇、子の看護休暇、介護休暇、他

(5) 公務災害補償等

公務災害補償等の適用となります。

(6) 身分

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職の非常勤職員

(7) その他

地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合懲戒処分の対象となります。

8 選考方法

(1) 第一次選考

書類審査（履歴書、小論文）

小論文テーマ：「地域の課題解決に向けた社会教育指導員の役割について」（８００字程度）

(2) 第二次選考

面接（個人面接）

※会場、集合時間等は、第一次選考合格者に別途お知らせします。

9 申込方法等

下記の様式を揃えて、申込先まで郵送または持参してください。（応募書類は返却いたしません）

①市販の履歴書（写真貼付）

②小論文（８００字程度）（市販の原稿用紙）

③世田谷区における勤務経歴等確認票

【書類提出期限】

毎月１５日午後５時 <必着>

※１５日が土日祝日の場合は、その直前の平日をもって申込期間とします。

※窓口持参の場合は、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前８時３０分～午後５時までにご持参ください。

※郵送の場合は、必ず簡易書留等により、配達記録が残る方法で郵送してください。

※ご提出いただいた申込書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。

履歴書やその他の添付書類に記載の個人情報については、世田谷区個人情報保護条例及び同施行規則に基づき適正に取り扱い、社会教育指導員採用選考及び採用事務の目的を遂行するために使用します。

※電話等による可否の結果等の問い合わせはご遠慮ください。

第一次選考の書類審査結果は、可否に関わらず全員に郵送で通知します。

10 申込・問合せ先

世田谷区教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育係

〒１５４－００１６ 世田谷区弦巻３－１６－８（世田谷区教育会館３階）

電話：０３－３４２９－４２５２（平日８：３０～１７：１５）